

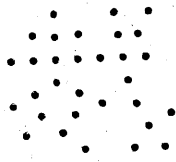
5

10

15

20

25



5

10

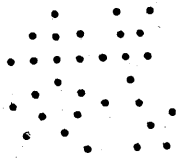
15

主 文

20

25

- 1 被告プレジデント社は、原告に対し、110万円及びこれに対する令和元年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、110万円及びこれに対する令和4年12月14日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で被告牧野と連帯して）を支払え。
- 2 被告牧野は、原告に対し、被告プレジデント社と連帯して、110万円及びこれに対する令和4年12月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告プレジデント社は、別紙記事目録記載の記事を削除せよ。
- 4 原告の第1事件及び第2事件におけるその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 被告牧野の第3事件における請求をいずれも棄却する。



6 訴訟費用は、第1事件については、これを3分し、その2を原告の負担とし、その余を被告プレジデント社の負担とし、第2事件については、これを3分し、その2を原告の負担とし、その余を被告牧野の負担とし、第3事件については、全て被告牧野の負担とする。

5 7 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 第1事件

(1) 主文第3項と同旨

10 (2) 被告プレジデント社は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和元年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、330万円及びこれに対する令和4年12月14日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で被告牧野と連帯して）を支払え。

2 第2事件

15 被告牧野は、原告に対し、被告プレジデント社と連帯して、330万円及びこれに対する令和4年12月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

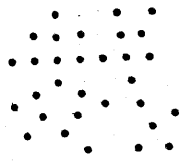
3 第3事件

20 原告、被告斉藤、被告神原、被告岡村及び被告太田は、被告牧野に対し、連帯して、363万円及びこれに対する令和5年5月30日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の骨子

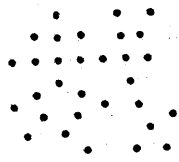
25 第1事件は、原告が、被告プレジデント社がウェブサイトに掲載した別紙記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）により、原告の名誉権及びプライバシー権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被告プレジデント



社に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき損害賠償金330万円及びこれに対する不法行為の日である令和元年10月10日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払（ただし、330万円及びこれに対する令和4年12月14日から支払済みまで年3%の割合による金員の限度で被告牧野との連帯支払）及び人格権に基づき記事の削除を求める事案である。

第2事件は、原告が、被告牧野が名誉権及びプライバシー権を侵害する本件記事を執筆したこと及び同記事を添付した別紙投稿目録記載の投稿（以下「本件投稿」という。）を米国の法人であるX Corp.（エックスコープ）の運営するソーシャルネットワーキングサービスである「X」（以下「エックス」という。）に投稿したことにより、原告の名誉権及びプライバシー権が侵害され、精神的苦痛を被ったと主張して、被告牧野に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき損害賠償金330万円及びこれに対する最終不法行為日である令和4年12月14日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払（ただし、被告プレジデント社との連帯支払）を求める事案である。

第3事件は、被告牧野が、原告、被告斉藤、被告神原、被告岡村及び被告太田（以下、被告斉藤、被告神原、被告岡村及び被告太田を併せて「被告弁護士ら」ということがある。）に対し、原告及び被告弁護士らによる第2事件の提訴は不当訴訟であること、被告弁護士らにより行われた記者会見における被告神原の発言が被告牧野に対する名誉毀損に当たること、被告弁護士らにより行われた記者会見に際し、被告牧野の社会的評価を低下させる内容が記載された訴状を、報道してもらう目的で報道機関に提供した行為が名誉毀損に当たること等を主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金363万円及びこれに対する不法行為の日である令和5年5月30日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。



2 前提事実（当事者間に争いがないか、又は後記各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告は、平成21年4月10日、訴外ヴィンセント・フィショ（以下「ヴィンセント」という。）と婚姻し、平成27年8月に長男を、平成29年4月に長女（以下、単に「長女」という。）をもうけた。その後、原告とヴィンセントとの間で離婚訴訟が係属し、令和4年7月に原告の離婚請求を認容する旨の第1審判決が言い渡され、その後、控訴審においても原告の離婚請求を認容する旨の判決が言い渡された。（甲1、丙40）

イ 被告プレジデント社は、インターネット上の記事を配信するサイト「PRESIDENT Online」（以下「本件サイト」という。）を運営する株式会社である。

ウ 被告牧野は、元新聞記者であり、フリージャーナリストである。

エ 被告弁護士らは、第1事件及び第2事件における、原告の訴訟代理人弁護士らである。

(2) 事実経過

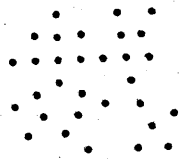
ア 被告プレジデント社は、令和元年10月10日、被告牧野が執筆した「「娘が車のトランクに」日本で横行する実子誘拐」と題する本件記事を、本件サイトに掲載した（甲2）。

本件記事には、下記記載がある（以下「本件記載」という。）。

記

2018年8月、東京・世田谷に住むフランス出身のヴィンセント・フィショ氏は、仕事から帰ると自宅が空っぽになっていたことに愕然とした。妻と3歳の息子、11カ月の娘が、忽然と姿を消していた。一体何があったのか……。

両親の離婚後、子どもの親権について父親か母親かのどちらかに帰属す



る「単独親権制度」を採る日本。「相手方に取りられる前に子どもの親権を自分のものにしたい」と、ある日突然、実子を連れ去る「実子誘拐」が横行し、外交問題にまで発展しようとしている。

5 フィショ氏の場合、妻側の弁護士から後日「今後のご連絡等はすべて当職までいただきたい」とする紙切れ一枚が届き、以来、子どもと会うことはおろか、連絡を取ることもできず、何をしているのかもわからない状態だ。

10 後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという。「実子誘拐は児童虐待で、深刻な人権侵害だ。日本はなぜこのようなことがまかり通るのか」と彼は憤る。

イ 被告牧野は、令和4年12月14日、エックスにおける被告牧野が管理するアカウントに、本件投稿を行った。

15 ウ 原告は、令和4年12月14日、被告弁護士らを訴訟代理人として、第1事件に係る訴えを提起した。

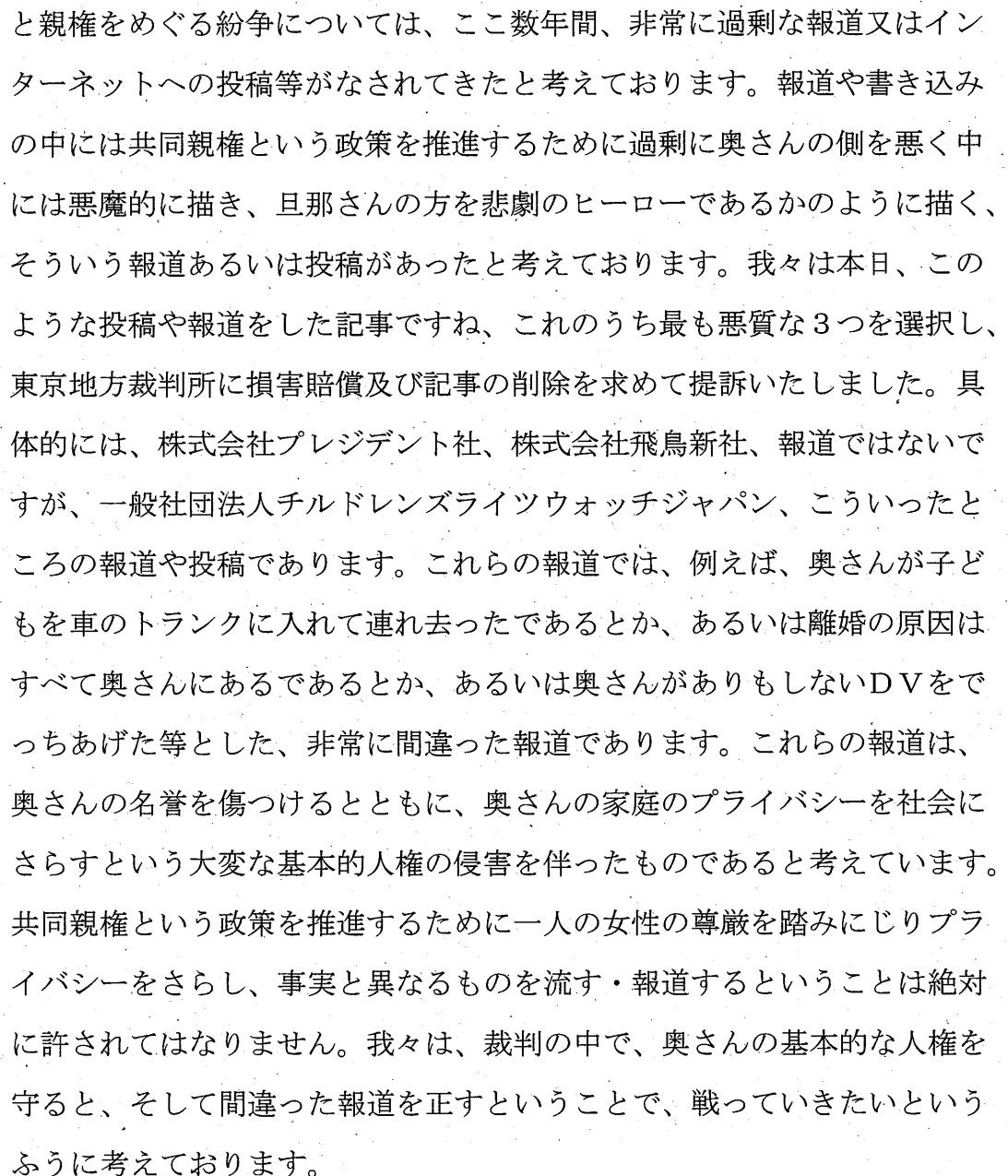
エ 被告弁護士らは、令和4年12月14日、日本外国特派員協会（FCCJ）における外国報道機関の特派員・ジャーナリストに対する記者会見（丙8。以下「本件記者会見①」という。）を行った。

20 なお、本件記者会見①には、原告、被告神原及び被告岡村が参加した。本件記者会見①はインターネット上で同時に配信されるとともに、その後もYouTubeに掲載され、誰もが閲覧することができる状態となっている。

本件記者会見①において、被告神原は、下記発言を行った（丙8の1【3分52秒～10分28秒】）。

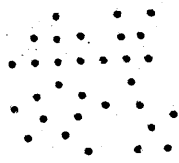
25 記

フランス人ヴィンセント・フィショ氏とそのパートナーの方の間の離婚



カ 原告は、令和5年4月8日、被告弁護士らを訴訟代理人として、第2事件に係る訴えを提起した。

- 7 -



【第1事件及び第2事件について】

- (1) 本件記事は原告の社会的評価を低下させるものといえるか。(争点1(1))
(2) 違法性阻却事由の有無(争点1(2))
(3) 本件記事が原告のプライバシー権を侵害するか。(争点1(3))
(4) 原告の損害(争点1(4))
(5) 削除請求の可否(争点1(5))

【第3事件について】

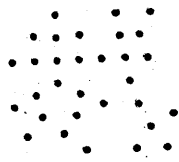
- (6) 原告による第2事件の提訴が不当訴訟に当たるか。(争点2(1))
(7) 本件記者会見①における被告神原の発言が名誉毀損に当たるか。(争点2(2))
ア 被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか。(争点2(2)ア)
イ 違法性阻却事由の有無(争点2(2)イ)
(8) 本件記者会見②に関し、被告牧野の社会的評価を低下させる内容が記載された訴状を、報道してもらう目的で報道機関に提供した行為が、名誉毀損に当たるか。(争点2(3))
ア 被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか。(争点2(3)ア)
イ 違法性阻却事由の有無(争点2(3)イ)
(9) 被告牧野の損害(争点2(4))

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1(1)(本件記事は原告の社会的評価を低下させるものといえるか。)について

(原告の主張)

ア 本件記事には、ヴィンセントの「妻」という情報が、夫であるヴィンセントの顔写真、2人の子がいるとの情報とともに掲載されているところ、原告とヴィンセントの結婚式に参加した者はもちろん、原告とヴィンセントが婚姻していることを知っている者、その他原告の経歴や交際情報を知



っている者であれば、「ヴィンセントの妻」を原告であると同定することは容易に可能であるから、同定可能性がある。

イ また、本件記事は、格別、括弧をつけてヴィンセントの発言を引用する等の形式をとることなく、「彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」等として、断定している。
5 そうすると、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件記事は、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との事実を伝聞の形式によって断定的に摘示したものである。

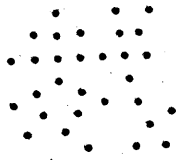
ウ そうだとすれば、本件記載は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との事実
10 を摘示したものである（以下「本件摘示事実」という。）。

エ 子を車のトランクに入れる行為は、子の生命身体を安全を脅かす明らかに常軌を逸した行動であるから、本件摘示事実は、読者をして、原告は親権を手に入れるという目的のために、子の生命身体を安全を脅かすことを
15 いとわない異常な人物だとの印象を与えるものである。そうすると、本件記事が、原告の社会的評価を低下させるものであることは明らかである。
(被告プレジデント社の主張)

ア 原告の主張は否認ないし争う。

イ 本件記載は、原告の名前自体は出ておらず匿名であり、直ちに原告を特定できるものではない。本件記載は、「「ヴィンセントの妻」が自分の娘を
20 車のトランクに入れて連れ去った」との事実が摘示されたと認識するのが自然である。

ウ ヴィンセントの配偶者が子を自動車のトランクに入れる行為はいささか過剰な行動との印象を与える可能性はあるかもしれないが、本件記事全体
25 としては、日本における親権制度の問題を取り上げたものであり、また、本件記事全体を読めば、ヴィンセントと原告は、離婚協議中で、双方が子



の親権や監護権をめぐる争いとなっていることは容易に認識でき、また、「実子連れ去る「実子誘拐」が横行し」との記載が本件記載の前提となっている以上、本件記載を読んでも、原告は子の親権を得るためにトランクに入れてでも娘を連れ出そうと必死又は一生懸命になっていた母親と理解するのが自然であり、子の生命身体を安全を脅かすことをいとわない異常な人物であるとまでの印象を与えるものではなく、本件記載のみで原告の社会的評価を低下させるものではないことは明らかである。

(被告牧野の主張)

ア 被告牧野は、原告の名誉及びプライバシーへの配慮から、本件記事に原告の氏名を記載していない。よって、ヴィンセントの妻が原告であることを知らない一般読者にとって、本件記事と原告が結び付けられることはない。

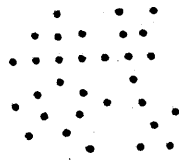
イ また、「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという。」との記載は、客観的事実ではなくヴィンセントの説明として記載しており、それは、「という」(伝聞)の記載から明らかである。

ウ 以上より、本件記事が名誉毀損に該当するとしても、その程度は、原告の氏名を記載する場合や、客観的事実として本件摘示事実を記載する場合よりはるかに低い。

(2) 争点1(2)(違法性阻却事由の有無)について

(被告プレジデント社の主張)

ア 本件記事には、子の連れ去りの問題や親権の問題について問題提起がなされている部分があり、本件記載も、日本が国際的に問題視されていた子の連れ去りの具体的な事例の1つである以上、本件記載は公共の利害に関する事実に係ることは明らかである。また、本件記載は、日本における親権制度の問題を取り上げる中で記載されたものであり、日本の親権制度が



世界水準に照らして妥当といえるのか問題提起を行う等の専ら公益を図る目的によるものであることは明らかである。

イ 本件記事を執筆した被告牧野は、本件記事が本件サイトに掲載される3週間ほど前、ヴィンセントに会って、同人保有のスマートフォンで動画（乙1、丙4。以下「本件動画」という。）を見ながら話を聞いた。

本件動画を見ると、ガレージに白色の自動車が後退して進入してきて、女性が降車し、後部座席の右側の扉を開扉し、おむつを付けた上半身裸と思われる乳児を抱きかかえ、トランク内のベビーシート様のものに座らせていると思われる場面が映っている。

被告牧野は、本件動画を見て、ヴィンセントと原告の子が自動車のトランクに入れられた場面や、その自動車が出る場面が映っていると認識した。

以上からすると、原告が長女を車のトランクに入れて連れ去ったとの事実は真実である。

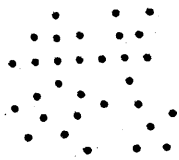
ウ 仮に、原告が長女を自動車のトランクに入れて連れ去ったとの事実が真実ではなかったとしても、被告プレジデント社には、上記事実を真実と信ずるにつき相当の理由がある。

被告牧野は、本件記事を執筆するに当たり、上記のとおり、本件動画を確認しており、被告プレジデント社においても、本件サイトの編集長は、本件記事を本件サイトに掲載するに当たり、被告牧野が本件動画を直接見たことを確認した上で最終的に本件サイトへの掲載を決定している。

以上より、被告プレジデント社は、被告牧野が本件動画を見たことを確認した上で本件記載をしており、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との事実が真実と信ずるにつき相当の理由がある。

エ 以上より、仮に本件記載が原告の名誉を毀損したとしても、いわゆる真実性の法理又は真実相当性の法理により違法性は阻却される。

（被告牧野の主張）



ア 本件記事は、離婚紛争に当たり親子が断絶され親子の人権が侵害される日本の実情と、それに対する国連や欧米からの国際的非難を紹介するものであり、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあると認められる。

5 イ 本件摘示事実は、ヴィンセントの説明として記載されたものであり、当事者の説明として摘示した場合、真実性の対象は、当事者がそのように説明したことであり、その説明に係る事実の存否ではない。被告牧野の取材に対し、ヴィンセントが「後で防犯カメラの映像を確認すると、ヴィンセントの娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親である原告によって「誘拐」された」と説明したことは真実である。

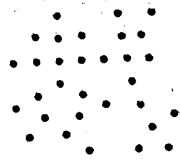
10 ウ 仮に、「原告が自己の娘を車のトランクに入れて連れ去った」ことの真実性が問題となるとしても、被告牧野は、ヴィンセントの取材に当たり、本件動画を確認した。また、東京家庭裁判所における子の監護者指定等の審判においても、「相手方が車のトランクと荷台部分が一体化した場所に未成年者■を寝かせ、そのままトランクの扉を閉め、一定の時間が過ぎた後、申立人が車を発進させて自宅のガレージを出た様子が窺われる」と判示している（丙1）。

15 さらに、原告が家を出たのが平成30年8月10日であっても、同月20日に一旦自宅に戻り、娘を車のトランクに入れて立ち去ったのであれば、それも「連れ去った」と評価することは可能である。

20 以上より、原告が主張する本件摘示事実も真実である。

エ 被告牧野の取材に対し、ヴィンセントが「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」された」と説明したことは真実であり、相当性の問題は生じない。

25 また、原告が主張する本件摘示事実についても、被告牧野は、ヴィンセ



5 ントに3度にわたり直接会って各1時間ほど取材し、本件記事で、その実
名を示すとともに、同人の説明であることを明示し、「後で防犯カメラの
映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられ
て実の母親によって「誘拐」されたという。」と記載した。そして、取材
に際し、ヴィンセントのスマートフォンで、本件動画を確認することで、
ヴィンセントの上記説明の裏付けもとっている。

10 さらに、被告牧野は、本件記事投稿の直後に、当時の原告代理人であつ
た露木肇子弁護士（以下「露木弁護士」という。）に連絡し、令和元年1
0月17日には本件記事について原告側に反論を求めたところ、「本件は
裁判手続中であり、裁判外で議論する意思は全くありません。」との回答
があつた。

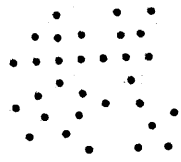
 以上より、被告牧野は、ヴィンセントの説明を真実と信ずるにつき相当
の理由がある。

（原告の主張）

15 ア 離婚に至る経緯やその周辺の出来事は当事者にとって極めて私的な事項
であるから、公共の利害に関する事実とはいえない。日本の裁判所におい
て、監護者が原告と認められていることからすると、本件が公共の利害に
関する事実となることは、むしろ不適切である。よって、本件摘示事実は
公共の利害に関する事実に係るものとはいえない。

20 イ また、本件記事は、読者の興味を引く目的で事実を脚色する形で記載さ
れており、その目的が専ら公益を図ることにあると認めることはできない。

 ウ 「連れ去る」との表現は、監護権者により監護されている場所から被監
護者を無断で連れていったとの印象を与えるものであるところ、原告が子
を連れてヴィンセントの自宅を出て別居生活を始めたのは平成30年8月
10日であるから、仮に子を連れて別居することを「連れ去り」と表現す
るとしても、同月20日の映像である本件動画は原告が長女を車のトラン



クに入れて連れ去った事実を立証するものではない。

原告は、別居後の同日、長女が嘔吐と便で洋服とチャイルドシートを汚してしまっところ、自宅に洗濯機がなかったため、ヴィンセント宅の洗濯機を使用しようと思い、ヴィンセント宅に立ち寄ってガレージに車を止め、後部座席の後ろにある荷台部分で長女の着替えをし、さらに、チャイルドシートとしても使えるバギーを、汚れたチャイルドシートと交換する作業をしたにすぎない。本件動画は、上記の状況の一部を映したものであって、原告が長女をトランクに入れて放置したとか、そのまま車を走行させた等という事実を立証するものともいえない。

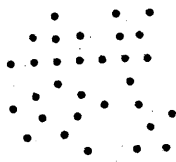
以上より、本件摘示事実は真実ではない。

エ また、本件記事を執筆した被告牧野は、一度も原告に取材することなく本件記事を公開させたのであるから、本件摘示事実を真実と信ずるにつき相当の理由があるとはいえない。

本件動画は、平成30年8月20日に撮影されたものであるところ、ヴィンセントが出席し、平成31年4月9日に日本外国特派員協会において開催された「夫婦間の子どもの『連れ去り』をめぐる問題」と題する記者会見（甲5、乙3。以下「平成31年会見」という。）で、ヴィンセントが子を誘拐された旨主張しているのは平成30年8月10日であり、被告牧野は、この会見に出席したというのであるから、原告が長女を車のトランクに入れて連れ去った事実はないことを知っていた。

また、本件動画には、原告が長女を後部荷台に乗せて自動車を発進させたのち、原告がガレージの外に自動車を止め、バギーを抱えてガレージに戻ってくる様子が映し出されていることから、被告牧野は、本件動画を見て、原告が長女を自動車のトランクに入れたまま走り去った事実はないことも知り又は知り得べきであった。

さらに、被告牧野は、原告代理人の露木弁護士に質問状を送付したから



取材を尽くしたとも主張するが、被告牧野が露木弁護士に質問状を送付したのは、令和元年10月17日で、本件記事が公表された同月10日より後のことである。そうすると、本件記事の公表後に関係者に質問状を送ったとの事情が真実相当性を基礎付けるものではないことは明らかである。

5 そのほか、被告牧野は、紛争の一方当事者であるヴィンセント側の資料のみに依拠して本件記事を執筆したものであり、十分な裏付け取材がなされたとは到底いえない。

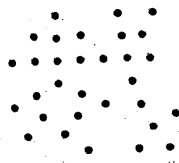
よって、本件記事の違法性が阻却される事情はない。

10 (3) 争点1(3) (本件記事が原告のプライバシー権を侵害するか。) について
(原告の主張)

15 ア 本件記事は、原告とヴィンセントが離婚協議中である事実、別居の際に原告が子らを連れ去った事実、その際原告が長女をトランクに入れた事実、平成29年8月から現在に至るまで面会交流がなされていない事実、代理人弁護士がヴィンセントに宛てた書簡の内容を多数人に公開するものであるところ、これらの事実は原告の私生活上の事実であることは疑いがなく、読者にはいまだ知られていなかったものであり、また、離婚協議中であることやその内容が一般人の感受性を基準にして公開を欲しないであろうと認められる事柄であることも明白である。実際に原告は心理的負担、不快、不安の念を覚えた。よって、本件記事は、原告のプライバシー権を侵害する。

20 なお、ヴィンセントが行った平成31年会見により、原告のプライバシー情報のプライバシー性が失われるものではないから、これを公開した本件記事は原告のプライバシー権を侵害するものといえる。

25 イ 仮に、被告プレジデント社及び被告牧野において親権に関する法制度の問題点について読者に知らせる意図があったとしても、そのために原告のプライバシーを公開する必要はなかった。妻が子連れで別居するという



ことは格段珍しい事態ではないのであるから、あえて本件を取り上げる必然性に乏しいし、仮に本件を取り上げるとしても、仮名を用いることにより原告のプライバシー権を侵害しない方法による報道は可能だったからである。よって、本件記事は原告のプライバシー権を侵害する違法行為であり、民法上不法行為と評価される。

(被告プレジデント社の主張)

ア 原告の主張のうち、本件記事に記載された事実及びそれらが原告の私生活上の事実であることは認め、その余は否認ないし争う。

イ 原告は、本件記載によって原告のプライバシー権が侵害されたと主張するが、原告が言及する内容は、平成31年会見において、ヴィンセントより平成31年会見に出席した記者に対しておおむね明らかにされており、その内容は、日本外国特派員協会の公式のYouTubeサイトで第三者にも公開されている。

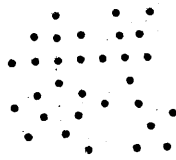
以上より、原告が言及する内容は、「いまだ知られていなかった」ものとはいえず、原告のプライバシー権を侵害するものではない。

(被告牧野の主張)

ア 被告牧野は、原告のプライバシーへの配慮から、原告の氏名を記載しておらず、ヴィンセントの妻が原告であることを知らない一般閲覧者にとって、本件記事と原告が結び付けられることはない。

イ 上記のとおり、本件記事には、公共利害性、公益目的性が認められるとともに、ヴィンセントについての記載は記事の一部にすぎず、原告のプライバシーに配慮して原告の氏名も記載していない。ヴィンセントが説明する子らの連れ去りと子らとの断絶に係る体験の紹介にその妻への言及は不可欠であり、ヴィンセントの妻についての事実を公表されない法的利益が優越する場合ではないことは明らかである。

(4) 争点1 (4) (原告の損害) について



(原告の主張)

ア 慰謝料 300万円

イ 弁護士費用相当損害額 30万円

(被告プレジデント社及び被告牧野の主張)

5 原告の主張は争う。

(5) 争点1(5)(削除請求の当否)について

(原告の主張)

10 本件記事は原告に対して致命的な打撃を与えるものであり、本件記事の公開が続く限り原告の損害の回復は不可能であるため、人格権に基づく妨害排除請求として、本件記事の削除が必要である。

(被告プレジデント社の主張)

ア 原告の主張は否認ないし争う。

15 イ 上記のとおり、本件記事は、原告の名誉を毀損するものではなく、万が一名誉を毀損するとしても違法性が阻却されるものであること、また、原告のプライバシー権を侵害するものではないことは明らかである。

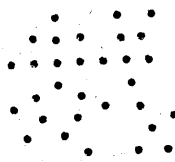
本件記事は、国際的に問題視されていた子の連れ去りに関係し、単独親権制度をとる日本の親権制度につき問題提起を行うという点において本件記事の表現の価値が原告の被る不利益に優るといえる。

よって、本件記事の削除請求は認められない。

20 (6) 争点2(1)(原告による第2事件の提訴が不当訴訟に当たるか。)について

(被告牧野の主張)

25 ア 原告及び被告弁護士らは、原告が長女を自動車のトランクに入れて運転した事実を否定し、本件摘示事実を含む本件記載が虚偽記載であり原告に対する名誉毀損に当たるとして、損害賠償請求をする。しかし、原告は、長女を自動車のトランクに入れて自宅ガレージから運転しており、原告及び被告弁護士らは、上記主張が事実に基づく法的根拠を欠くことを知っていた。



このような訴訟提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くことは明らかである。

イ 被告弁護士らは、離婚後共同親権に反対する立場の弁護士らであるところ、原告及び被告弁護士らは、共同親権派のジャーナリストによる言論を封じ込めるための訴訟提起を計画し、複数の訴訟を提起しており、これらの中には、いわゆるスラップ訴訟であるものも含まれる。

(原告及び被告弁護士らの主張)

ア 原告が提起した第2事件に係る訴えは、被告牧野が執筆した本件記事が、原告の社会的評価を低下させ、また原告のプライバシー権を侵害するものであることを事実的・法律的根拠とするものであることが訴状から明らかであるから、第2事件に係る訴えの提起は、事実的・法律的根拠を欠くものではなく、不当訴訟には当たらない。

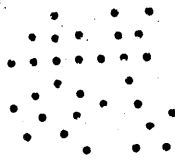
イ また、原告及び被告弁護士らが、第2事件に係る訴えについて、事実的・法律的根拠を欠くことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのに、あえて提起したという事情もない。

(7) 争点2(2) (本件記者会見①における被告神原の発言が名誉毀損に当たるか。) について

ア 被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか。

(被告牧野の主張)

本件記者会見①における被告神原の発言は、被告牧野が、原告が子を自動車のトランクに入れて運転をした事実がないのに、共同親権を推進するために妻側(原告側)を悪者に描き、事実を確認しただけでなく、事実をゆがめ、根拠なく「妻が子を車のトランクに入れて連れ去った」等という事実と異なる記事を書いたとの事実を摘示するものである。同発言は、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張していると理解されるため、事実を摘示するものである。



また、インターネットで検索すれば容易に本件記事にアクセスすることが可能であり、本件記事を被告牧野が執筆したものであることが判明するため、同定可能性があるといえる。

被告牧野は、被告神原による上記発言により、ジャーナリストとしての信用を失ったため、被告牧野の社会的評価を低下させるものであり、名誉毀損に当たる。

なお、本件記者会見①は、原告及び被告弁護士らの計画によるものであり、記者会見に参加していない弁護士も含め、原告及び被告弁護士ら全員の共同不法行為が成立する。

(原告及び被告弁護士らの主張)

被告神原の発言は全体として意見ないし論評であり、特定の事実を表明したものではない。被告神原の発言の中に被告牧野について触れた部分はないため、そもそも被告牧野の社会的評価が低下することはなく、名誉毀損は成立しない。

イ 違法性阻却事由の有無

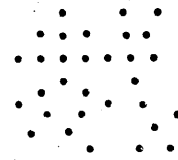
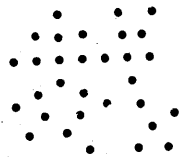
(原告及び被告弁護士らの主張)

被告神原の発言は、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあると認められる。また、原告が長女を自動車のトランクに入れて運転をした事実はない。

よって、被告牧野の主張する摘示事実は真実であるか、少なくとも被告神原において真実と信ずるにつき相当の理由があった。

(被告牧野の主張)

被告弁護士らの記者会見の目的は、共同親権に好意的な記事を標的として、その執筆者や公表媒体等に対して訴えの提起を行うとともに記者会見を行うことで、その表現活動に打撃を与え、それを萎縮させることにあり、その記者会見に公益目的性は認められない。



原告は長女を自動車のトランクに入れて運転しガレージから長女を連れ出しており、その事実が東京家庭裁判所における審判（丙1）でも認定されているため、真実性も真実相当性も認められない。

5 (8) 争点2(3)（本件記者会見②に関し、被告牧野の社会的評価を低下させる内容が記載された訴状を、報道してもらう目的で報道機関に提供した行為が、名誉毀損に当たるか。）について

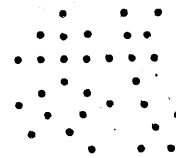
ア 被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか
(被告牧野の主張)

10 原告及び被告弁護士らは、第1事件について報道してもらうために本件記者会見②を行い、同記者会見に関し、被告牧野の社会的評価を低下させる内容が記載された訴状を、報道してもらう目的で、報道機関に提供した。かかる行為は、フリージャーナリストとしての被告牧野の名誉を毀損するものである。

15 報道機関に提供した訴状の記載について、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「原告は、子を車のトランクに入れたことはなく、子を車のトランクに入れて運転した事実もないにもかかわらず、被告牧野は、原告が子を車のトランクに入れて連れ去ったというでたらめの記事を書いた。被告牧野は、原告に取材することなかった。」という事実を摘示するものである。その結果、弁護士ドットコムニュースにより「訴状などによれば、原告側は、トランクに入れられて誘拐されたという記述については、離婚裁判でも事実は認定されておらず「真実ではない」としている。筆者は「一度も原告（妻）に取材することなく記事を公開」していることから、「真実だと信じる相当な理由」があるともいえないとして、「名誉を毀損する違法行為であり、民法上不法行為」だと主張している。」（丙9）とする記事が掲載されたもので、被告牧野のフリージャーナリストとしての名誉と信用が毀損された。

20

25



(原告及び被告弁護士らの主張)

原告及び被告弁護士らは、被告牧野が指摘する記事の作成に関与していない。

出版社の取材を受けた者がその取材に対応して何らかの発言をした場合でも、出版社による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事が作成されるのが通常であるから、発言行為と、その発言を取材資料として編集された記事の公表によって生じた第三者の社会的評価の低下との間には、原則として相当因果関係が欠ける。本件で被告弁護士らが記者会見に当たって訴状をそのままメディアへ掲載することについて、あらかじめ報道関係者と意思を通じた上で、会見において第三者の社会的評価を低下させる内容の発言をした等という事実は存在しない。

イ 違法性阻却事由の有無

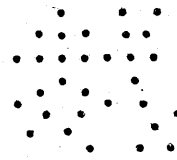
(原告及び被告弁護士らの主張)

第2事件の訴状におけるいずれの記載も真実であり、真実性の抗弁又は真実相当性の抗弁が成立する。東京家庭裁判所における審判（丙1）によれば、長女を自動車のトランクに入れたとの認定はされていないし、自動車を発進させてガレージを出たにすぎないと認定されていることも明らかである。また、被告牧野が露木弁護士に取材を申し込んだのは本件記事公表後の事情であって真実相当性を基礎付ける事情とはいえない。

(被告牧野の主張)

被告弁護士らの記者会見の目的は、共同親権に好意的な本件記事を標的として、その執筆者や公表媒体等に対して訴訟提起を行うとともに記者会見を行うことで、その表現活動に打撃を与え、それを萎縮させることにあり、その記者会見に公益目的性は認められない。

また、原告は長女を自動車のトランクに入れて運転し、ガレージから自動車を連れ出しており、その事実は東京家庭裁判所における審判（丙1）でも



認定されていた。被告牧野は、原告の当時の代理人である露木弁護士に対して取材を申し込んでいたところ拒絶された。

以上より、真実性及び真実相当性は認められない。

(9) 争点2(4) (被告牧野の損害) について

(被告牧野の主張)

ア	不当訴訟及び名誉毀損による慰謝料	300万円
イ	第2事件の弁護士費用相当損害額	33万円
ウ	第3事件の弁護士費用相当損害額	30万円
エ	合計	363万円

(原告及び被告弁護士らの主張)

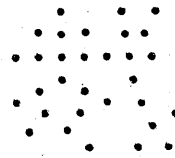
被告牧野の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件記事は原告の社会的評価を低下させるものといえるか。) について

(1) ア 原告は、本件記載は、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との事実を摘示したものであり、これは原告の社会的評価を低下させるものである旨主張する。

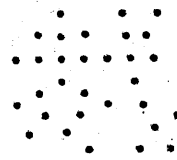
イ まず、本件記事には、「東京・世田谷に住むフランス出身のヴィンセント・フィショ氏」というヴィンセントの実名が記載されており、かつ、その「妻」という形で、ヴィンセントの妻についての記事であることを特定することができる記載がある。このような本件記事の内容に照らすと、本件記事に原告の氏名自体が記載されていないとしても、原告がヴィンセントと婚姻しているという情報を有している者が読めば、原告を特定することが可能であるといえ、本件記事には同定可能性があると認められる。



ウ 次に、本件記事には、「娘が車のトランクに」日本で横行する実子誘拐」という表題が付されており、「両親の離婚後、子どもの親権について父親か母親かのどちらかに帰属する「単独親権制度」を採る日本。「相手方」に取られる前に子どもの親権を自分のものにしたい」と、ある日突然、実子を連れ去る「実子誘拐」が横行し、外交問題にまで発展しようとしている。」との記載がある。また、ヴィンセントの説明内容として「後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという。」と記載され、
5 同人の発言として「「実子誘拐は児童虐待で、深刻な人権侵害だ。日本はなぜこのようなことがまかり通るのか」と彼は憤る。」等と記載されている。
10

このように、本件記事においては、我が国で実子誘拐が横行している旨の表題を付した上で「ある日突然、実子を連れ去る「実子誘拐」が横行し、外交問題にまで発展しようとしている」旨の記事の執筆者自身の認識を表明した上で、実子を誘拐される被害を被った旨主張する者の「彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという。」との説明を紹介していることからすると、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、これらの記載部分は、単にヴィンセントがそのような説明ないし発言をしたという事実を摘示するにとどまらず、「原告が自分の娘を車のトランクに入れて連れ去った」との事実を摘示したものと評価され、かつ、原告が、子の親権を取得するために、社会通念上容認されない手段ないし態様により対立関係にある配偶者の下から子を連れ去るような人物であるとの印象を抱かせるものである。
15
20

エ よって、本件記事は原告の社会的評価を低下させるものであるといえる。
25



(2) 原告は、被告牧野について、本件記事を執筆した行為にとどまらず、令和4年12月14日、エックスに本件記事を添付して本件投稿を行った行為についても、不法行為に該当する旨主張する。

この点について、被告牧野は、自身が管理するエックスのアカウントで、自身が執筆した本件記事を引用して本件投稿を行っているところ、本件記事の内容について原告の社会的評価を低下させることは前記認定説示のとおりであり、本件投稿は、原告の社会的評価を低下させる本件記事の内容を更に不特定多数の者に知らせるものであることからすれば、原告の社会的評価を更に低下させる行為であるといえ、不法行為に該当するというべきである。

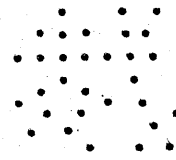
2 争点1(2)(違法性阻却事由の有無)について

(1) 被告プレジデント社及び被告牧野は、本件記事は、公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにありと認められるし、その内容は真実であり、又は被告プレジデント社及び被告牧野がその内容が真実と信ずるにつき相当の理由があったため、違法ではない旨主張する。

(2) ア そこで検討するに、証拠(甲12、乙1、丙4、原告本人)によれば、

①原告は、平成30年8月10日、夫のヴィンセントに告げずに、子らを連れて自宅を出た後、ヴィンセントと別居状態にあったこと、②原告は、同月20日、自家用車に長女を乗せて運転していたところ、長女が嘔吐するなどしたため、上記自宅のガレージに立ち寄って、自動車をガレージに駐車した上で長女を乗せていたチャイルドシートを交換するなどした後、再度自動車を発進させてガレージから退去した事実が認められる。

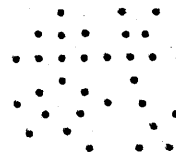
上記認定事実によれば、本件記事において「連れ去り」「誘拐」などと指摘されている原告の行為は、ヴィンセントとの別居中に、原告が長女を乗せて自動車を運転中に上記自宅のガレージに立ち寄る必要が生じたために立ち寄ったというにとどまり、これをもって「自分の娘を車のト



ランクに入れて連れ去った」行為であると評価することはできないとい
わざるを得ない。そして、他に、原告が長女を自動車のトランクに入れ
てヴィンセントの下から連れ去った事実を認めるに足る証拠はないか
ら、本件記事に指摘されている原告が長女を車のトランクに入れて連れ
去ったとの事実が真実であるとは認められない。

イ 次に、証拠（甲 7、乙 1、丙 4、原告本人、被告牧野本人）によれば、
①被告牧野は、本件記事が本件サイトに掲載された令和元年 10 月 10
日より前に、ヴィンセントに対して取材をするとともに、本件動画の映
像（丙 4）を確認したこと、②本件動画には、原告が、ヴィンセントの
自宅のガレージに自身が運転してきた自動車を駐車し、その車の後部座
席に乗っていた長女を自動車のトランクに移動させ、トランクを閉め、
一旦ガレージの外まで自動車を移動させた後に、原告がガレージにチャ
イルドシートを抱え戻ってきた様子が記録されていることは認められる。

しかし、本件動画が撮影された日が原告とヴィンセントが別居してから
10 日後であることを措くとしても、本件動画においては、①原告が
ガレージに自動車を駐車した時点で既に長女が当該自動車に乗車してい
たことは明らかである一方で、長女を当該自動車に乗車させた模様は撮
影されていないこと、②原告が自動車を一旦ガレージの外まで移動させ
た後に再びチャイルドシートを抱えて当該自動車に戻る模様が撮影され
ている一方で、その時点で長女が当該自動車のどの場所にいたかは本件
動画からは明らかでないことを考慮すれば、本件動画の内容から、原告
が長女を自動車のトランクに入れたままガレージから自動車を発進させ、
運転を続けたと判断することに相当の理由があるとはいいい難く、また、
原告が長女を自動車のトランクに入れて連れ去った様子が記録されてい
ると判断することに相当の理由があったともいい難い。その一方で、被
告牧野は、本件動画を最後まで確認することをせず、本件動画をもって



確実な資料であると考え、原告に対する取材を行うことはなかったことが認められる（被告牧野本人）。

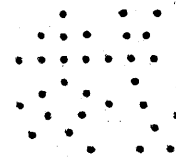
以上によれば、被告牧野は、本件記事を執筆するに際し、確実な資料ないし根拠に基づく確認をしたことは認められないといわざるを得ないから、被告牧野が、原告が長女を自動車のトランクに入れて連れ去った事実について真実と信ずるにつき相当の理由があったとは認められない。

なお、証拠（丙5、被告牧野本人）によれば、被告牧野が、令和元年10月17日、露木弁護士に対し、本件記事に対し反論を求める旨のファックスを送信したことが認められる。しかし、このことは本件記事が本件サイトに掲載された後の事情であり、被告牧野が本件記事を執筆した時点における真実性や真実相当性を基礎付けるものとは認められない。

ウ また、被告プレジデント社は、被告牧野が本件記事を執筆するに当たり本件動画を直接見た上で原告が長女を自動車のトランクに入れて連れ去った事実が真実であることを確認したことを、被告牧野から確認した上で、本件サイトに本件記事を掲載した旨主張する。しかし、前記のとおり、上記の事実が真実であるとは認められないし、被告牧野が確実な資料ないし根拠に基づき上記の事実が真実であることを確認したものとは認められない。加えて、被告プレジデント社も、本件記事を本件サイトに掲載した当時、被告牧野が原告本人には取材していないことを認識していたことが認められ（被告牧野本人）、他に、被告プレジデント社が、被告牧野からの聴取以外に、確実な資料ないし根拠に基づき、同事実が真実であると信じたことを認めるに足りる証拠もない。

したがって、被告プレジデント社についても、同事実が真実と信ずるにつき相当の理由があったとは認められない。

(3) よって、本件記事において摘示された事実が真実であると認めることはできないし、被告プレジデント社及び被告牧野においてこれを真実と信ずるに



つき相当の理由があったということもできない。

3 争点1(3)(本件記事が原告のプライバシー権を侵害するか。)について

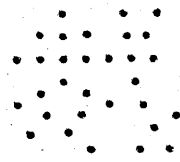
(1) 公開された記事がプライバシー権を侵害するか否かについては、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解される(最高裁平成元年(オ)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁参照)。

(2) 本件記事により公表された事実は、ヴィンセントの妻である原告が、ヴィンセントと別居する際に長女を自動車のトランクに入れて連れ去ったとの事実であり、これが、ヴィンセントの実名とともに摘示されている。上記事実は、原告の私生活上の事実であり、一般人には知られておらず、また、一般人の感受性を基準として原告の立場に立った場合に公開を欲しないであろう事実であると認められる。

その一方で、被告プレジデント社及び被告牧野が本件記事を公表する理由として、日本の単独親権制度の下、一方の親が実子を連れ去るという事象が生じていることについて問題提起をすること等があるとしても、そのような目的のために、実子を連れ去ったとされる親の氏名が推知される情報や連れ去り行為の具体的態様の記事に掲載する必要は認められず、被告プレジデント社及び被告牧野が本件記事を公表することによる利益が、原告の私生活上の事実を公表されない法的利益に優越するとはいえない。

よって、本件記事は原告のプライバシー権を侵害するものであり、本件記事を本件サイトに掲載した被告プレジデント社及び本件記事を執筆するとともにエックスに本件記事を添付して本件投稿を行った被告牧野は、共同して、原告のプライバシー権を侵害したといえ、不法行為が成立する。

(3) なお、被告プレジデント社は、本件記事が本件サイトに掲載されるよりも



前に、ヴィンセントが平成31年会見を実施し、本件記事に記載された内容について公表していた事実をもって、上記事実は既に一般人に知られていたものであった旨主張するが、ヴィンセントが平成31年会見を行いそれがウェブサイト上で閲覧できるようになっていたことのみをもって、(2)に説示した原告の私生活上の事実が一般人に知られていたと評価することはできないため、同主張は採用することができない。

4 争点1(4) (原告の損害) について

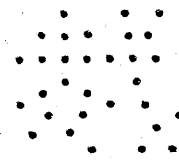
本件記事の内容に加え、本件記事が本件サイトに掲載され、実際に不特定多数の者に流布されたこと、本件投稿によって本件記事の内容が更に流布されたこと等の本件における一切の事情を勘案し、原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、100万円をもって相当と認める。

また、原告は、第1事件及び第2事件に係る訴えを提起し、これらを追行するに際し、その訴訟活動を原告訴訟代理人に委任したことは当裁判所に顕著であるところ、第1事件及び第2事件の内容、認容額等を考慮すると、相当因果関係のある弁護士費用相当損害額としては10万円をもって相当と認める。

なお、上記のとおり、被告牧野については、本件記事の執筆及び本件投稿というそれぞれの行為が原告に対する不法行為を構成すると認められるところ、被告牧野の上記各行為は、自身が執筆し、インターネット上に公表された記事を紹介する目的でエックスの自身が管理するアカウントにおいて本件投稿を行ったという一連のものであり、実質的には一体の不法行為であると評価することができる。したがって、これらの一体の不法行為により生じた原告の精神的苦痛を慰謝するための慰謝料は、被告牧野による不法行為全般を通じて上記金額と認め、被告プレジデント社と連帯してその支払を命ずることが相当である。

5 争点1(5) (削除請求の当否) について

前記のとおり、本件記事は、原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損するものであること、原告のプライバシー権を侵害するものであることが認め



られる。その一方で、本件記事が削除されたことは証拠上うかがわれず、本件記事は依然として不特定多数の者が閲覧等することが可能な状態であるものと認められるから、本件記事が削除されない限り原告の社会的評価の低下が続くこととなる。他方、本件記事の削除により、被告プレジデント社に、原告の社会的評価の低下が続くこととなる不利益を上回る不利益が生ずるものとは認められない。

よって、被告プレジデント社に対して本件記事の削除を命ずることが相当である。

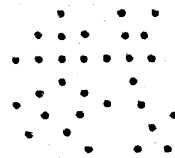
6 争点2(1)(原告による第2事件の提訴が不当訴訟に当たるか。)について

(1) 民事訴訟の提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実に、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である(最高裁昭和60年(オ)第122号昭和63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照)。

(2) 本件において、原告の提訴した第2事件における請求は、前記のとおり、その一部について理由があると認められるのであるから、そもそも、原告による第2事件に係る訴えの提起が不当訴訟であるという被告牧野の主張は、その前提を欠くものであり、第2事件に係る訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くとは認められない。

また、被告牧野は、被告弁護士らは離婚後共同親権に反対する立場の弁護士らであるところ、原告及び被告弁護士らは、共同親権派のジャーナリストによる言論を封じ込めるために訴訟提起を行っているものであり、第2事件も、言論弾圧を目的とするいわゆるスラップ訴訟である旨主張する。

しかし、本件全証拠によっても、原告による第2訴訟に係る訴えの提起が



共同親権派のジャーナリストによる言論を弾圧する目的で行われたスラップ訴訟であることを認めるに足りない。

よって、被告牧野の上記主張は採用することができない。

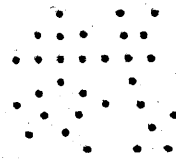
7 争点2(2) (本件記者会見①における被告神原の発言が名誉毀損に当たるか。)について

(1) 争点7-1 (被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか) について

ア 被告牧野は、本件記者会見①における被告神原の発言により摘示された事実は、被告牧野の社会的評価を低下させるものであるため、名誉毀損に当たる旨主張する。

イ 本件記者会見①における被告神原の発言は、要するに、原告とヴィンセントとの間の離婚や親権をめぐる紛争について、妻である原告側を過剰に悪く描く報道や投稿があったこと、原告は、被告プレジデント社を被告として損害賠償及び記事の削除を求める訴訟を提起したこと、被告プレジデント社による報道は非常に間違った報道であり、原告の名誉を傷つけるとともに原告のプライバシーを社会にさらすという基本的人権の侵害を伴うものであること、裁判の中で、原告の基本的人権を守るとともに間違った報道を正すことで戦っていきたいと考えていること等を述べるものである。

これらの本件記者会見①における被告神原の発言について、この発言に接した一般人の普通の捉え方を基準に検討するに、本件記者会見①は、原告が、被告プレジデント社を含む法人を被告として、名誉毀損を理由とする損害賠償等を求める訴えを提起した旨を公表することを目的とするものであり、被告神原の上記発言も原告の提起した訴えにおける原告の主張の内容を説明する趣旨のものと理解されるから、被告神原の発言は、「原告が、被告プレジデント社の報道は原告の名誉を毀損しプライバシー権を侵害するものであるため、記事の削除や損害賠償を求め訴訟を提起した」と

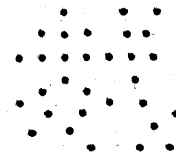


の事実を摘示したものにとどまり、「被告牧野が事実を確認せずに事実と異なる記事を書いた」との事実を摘示するものとははいえないものと認められる。

そこで、上記事実が摘示されていることを前提に、本件記者会見①の内容に基づく報道に接した一般人を基準として、被告牧野の社会的評価が低下したか否かを検討する。この点について、確かに、本件記者会見①における被告神原の発言により、原告が被告プレジデント社に対し第1事件に係る訴えを提起したことが報道関係者に知られ、その結果、同事実の報道に接した一般人にも知られることとなる。しかし、一般論として、ある者が第三者から訴えを提起されたことを不特定多数の者に知られたとしても、その段階では、訴えを提起した者が訴状に記載した請求原因事実について主張立証することができると考えているにすぎず、最終的にはその主張が裁判において認められず、原告の敗訴に終わる場合も多数あることは公知の事実であるといえる。

また、本件のように、報道機関ないしジャーナリストが執筆した記事が名誉毀損やプライバシー侵害に当たることを理由として記事の削除や損害賠償を請求する訴えについては、当該訴えにおいて問題とされた報道機関等が記事を執筆し、公にする行為そのものは社会通念上否定的な評価を受けるものとはいえない一方で、報道機関等が公にした記事において自らの意に沿わない記述をされた者は、そのような記事の公表が不法行為に該当するか否かは別論として当該記事の内容に不満を抱くことが通常であり、それが上記のような訴えを提起する主要な動機になっていることは、当該訴えの提起に関する情報に接する者一般が認識している事柄であると解される。

そうだとすれば、本件記者会見①における被告神原の発言を認識した一般人の捉え方を基準としても、原告が、被告牧野の執筆した記事が名誉毀



損に該当することを理由に被告プレジデント社に対する訴訟を提起したからといって、直ちに被告牧野が執筆した記事の内容が虚偽であったとの印象を抱くものとはいえず、被告牧野が、事実と異なる記事を執筆するようなジャーナリストであるとの評価を抱くものともいえない。

したがって、本件記者会見①における被告神原による上記の事実の摘示は、被告牧野の社会的評価を低下させるものとはいえず、被告牧野の上記主張は採用することができない。

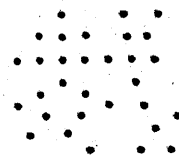
(2) よって、その余の点につき判断するまでもなく、本件記者会見①における被告神原の発言は、被告牧野の名誉を毀損するものとはいえず、被告牧野に対する不法行為を構成するものとはいえない。

8 争点2(3)(本件記者会見②に関し、被告牧野の社会的評価を低下させる内容が記載された訴状を、報道してもらう目的で報道機関に提供した行為が、名誉毀損に当たるか。)について

(1) 争点2(3)ア(被告牧野の社会的評価を低下させるものといえるか。)について

ア 被告牧野は、原告及び被告弁護士らが、第1事件について報道してもらうために本件記者会見②を行うとともに、第1事件の訴状を、報道してもらう目的で報道機関に提供した結果、弁護士ドットコムニュースにより訴状の内容が報道され、被告牧野のフリージャーナリストとしての社会的評価が低下したため、原告及び被告弁護士らの上記行為は名誉毀損に当たる旨主張する。

イ しかし、ある者から報道機関に特定の情報が提供されたとしても、報道機関は、その情報を基に更に取材をするなどして当該情報を報道するか否かを判断するのが通常であって、提供した情報の内容がそのまま報道に反映されるとは限らず、また、そもそも報道されるか否かも不確定であるといえ、また、情報を提供する側もそのような理解の下で報道機関に情報を



提供することが通常であると認められる。

本件についていえば、仮に、原告及び被告弁護士らが、報道機関に第1事件の訴状を提供した結果として、訴状の内容が報道されたことにより被告牧野の社会的評価が低下したとしても、このような報道は、提供された訴状の内容を踏まえた上で、報道機関が独自の判断により行ったものであり、原告及び被告弁護士らの行為によるものであるとはいえない。また、本件において、原告及び被告弁護士らが、報道機関と意思を通じた上で、そのまま報道されることを前提に訴状を提供したというような特段の事情も認められない。

そうだとすれば、原告及び被告弁護士らが、第1事件の訴状を報道機関に提供した行為と、弁護士ドットコムニュースにより訴状の内容が報道されたこととの間に相当因果関係は認められず、原告及び被告弁護士らが第1事件の訴状を報道機関に提供した行為が違法であるとは認められない。

(2) よって、その余の点につき判断するまでもなく、被告牧野の主張には理由がない。

第4 結論

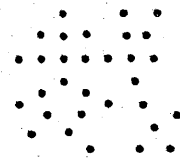
以上より、その余の争点について判断するまでもなく、第1事件及び第2事件における原告の請求は主文第1項から第3項までに記載した限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却し、第3事件における被告牧野の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第42部

裁判長裁判官

衣斐瑞穂





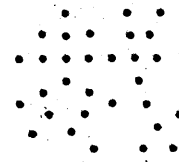
裁判官

川口 藍 

5

裁判官

東郷 将也 



記事目録

URL <https://president.jp/articles/-/30213>

タイトル

「娘が車のトランクに」日本で横行する実子誘拐

投稿日 2019年10月10日

記事内容

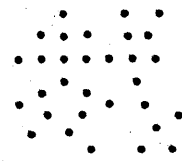
日本は離婚すると親権が父か母のどちらかにうつる。だが、こうした「単独親権」を採るのは、G20の中で日本とインド、トルコだけだ。ほかの国では離婚後も父母ともに親権がある「共同親権」のため、国際結婚ではトラブルが起きやすい。なかでも深刻なのが相手の了解なしに子どもを連れ去る「実子誘拐」だ一。

娘は車のトランクに入れられて「誘拐」された

2018年8月、東京・世田谷に住むフランス出身のヴィンセント・フィショ氏は、仕事から帰ると自宅が空っぽになっていたことに愕然とした。妻と3歳の息子、11カ月の娘が、忽然と姿を消していた。一体何があったのか……。

両親の離婚後、子どもの親権について父親か母親かのどちらかに帰属する「単独親権制度」を採る日本。「相手方に取りられる前に子どもの親権を自分のものにしたい」と、ある日突然、実子を連れ去る「実子誘拐」が横行し、外交問題にまで発展しようとしている。

フィショ氏の場合、妻側の弁護士から後日「今後のご連絡等はすべて当職までいただきたい」とする紙切れ一枚が届き、以来、子どもと会うことはおろか、連絡を取ることもできず、何をしているのかもわからない状態だ。



後で防犯カメラの映像を確認すると、彼の娘は自宅のガレージから車のトランクに入れられて実の母親によって「誘拐」されたという。「実子誘拐は児童虐待で、深刻な人権侵害だ。日本はなぜこのようなことがまかり通るのか」と彼は憤る。

「子どもたちの権利のために闘いたい」

イタリア出身で東京在住のトッマーソ・ペリーナ氏は、妻が休暇で2人の子どもを連れて実家に帰った際、その数日後に妻から「離婚したい」と告げられたという。ペリーナ氏は、2017年8月から息子と娘に会えていない。

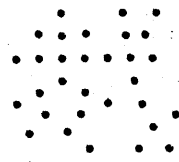
仙台家庭裁判所は、彼に子どもと会うことができる「面会交流権」を審判で認めたが、彼の妻はその命令の受け入れを拒否し、住所も変えてしまった。日本の警察は、彼の子どもたちの居場所を把握しているが、イタリア大使館が警察や外務省に問い合わせても回答はない。

ペリーナ氏は、子どもに会うために、さらに同家裁に「調停」を申立てることになる。このような家裁の手続きの慣習により、連れ去られてから再び会えるまで、さらに長い時間を要することになる。子どもに会えないまま、すでに2年がたっている。

「子どもたちには、父親、母親の両方と一緒にいるための権利がある。自分の権利のためではなく、子どもたちの権利のために自分は闘いたい」と彼は「宣戦布告」する。

世界でも珍しい「単独親権制度」の日本

フィショ氏もペリーナ氏も、それぞれの大使館を通して子どもたちの身の安全を確認するよう要請しており、各国大使は日本に滞在している本国の未成年者の住所や健康事情などを把握する責任があるが、これに対する協力を別居親自身も日本政府も、拒否している状況だ。これについての大使の権限はウィーン条約の取り決めのため、この条約を日本は守っていないことになる。



単独親権制度は、世界でも珍しく G20 の中では日本とインド、トルコのみだ。

ほかの国は離婚後も両親ともに親権がある「共同親権」制度となっている。

フィショ、トッマーソ両氏のようなケースは、日本人同士の夫婦においても横行しており、これまでに数十万人の子どもたちが一方の親から引き離されている。

近年の国際結婚の増加により、外国人がこうした「連れ去り」の被害者となり、日本政府や国連への抗議活動を行い、こうした問題を指摘し始めた。それによって、今、深刻な外交問題となりつつある。

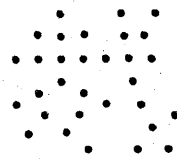
26人のEU加盟国大使が日本に文書を提出

子どもたちが日本で誘拐されて以降、日本に住み続けているフィショ、ペリーナ両氏は、ヨーロッパで、この問題への関心を向ける政治的な働きかけも行う。昨年、26 人の EU 加盟国大使が親に会う子どもの権利を尊重するよう日本に訴えかける文書を出したが、その動きを後押ししたのも彼らだ。

今年 6 月には、フランスのエマニュエル・マクロン大統領が、フィショ氏やほかのフランス人の父親と会談。安倍晋三首相に彼らの状況について問題提起した上で、「容認できない」と言及した。

イタリアのジュゼッペ・コンテ首相もまた、6 月に大阪で開催された G20 のグループ会議でイタリアの両親の権利について安倍首相と話した。以来、フランスとイタリアのメディアは頻繁にこの問題を取り上げている。

8 月、フィショとペリーナ両氏は、ほかの 7 人の父親と 1 人の母親とともに、米国、カナダ、フランス、イタリア、日本にいる 14 人の子どもの代理として、国連人権理事会に正式に告訴を申立てた。今の状況が、「子どもの権利条約」および「国際的な子の奪取に関するハーグ条約」に大きく違反しているためだ。



国連は法律の改正を日本政府に勧告した

日本は1994年に子どもの権利条約に批准しているが、「児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する（9条1項）」などとする条約内容に明確に違反する状態となっている。

このため、国連の子どもの権利委員会は今年2月、共同親権を認めるために離婚後の親子関係に関する法律を改正することを日本政府に勧告した。日本が「単独親権」の状態のまま問題を放置していることを、国際社会から公然と非難されているということだ。

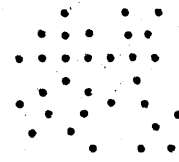
この問題に取り組む上野晃弁護士は、日本人同士の夫婦で同じように事実上誘拐され、もう一方の親との接触を断たれる子どもたちは「年間数万人に上る」と話す。多くの場合、父親が連れ去りの「被害者」となるが、彼らが子どもに会おうとしても、政府や裁判所は助けてはくれない。

裁判所は、これまでの子どもの生活拠点を優先する「継続性の原則」を適用して、一方の親（たいていは母親）に親権を与える。また、刑法の未成年者誘拐の規定は「実の親はのぞく」といった規定は設けられていないにもかかわらず、実の親が子どもを連れ去った場合は、誘拐には当たらない慣習となっている。時間がたって子どもが新しい環境に馴染めば、「誘拐」の事実はなかったことになり、連れ去った側のみに親権が与えられることになる。

「DVがあった」と主張すれば親権が奪える

上野弁護士は、「問題は日本文化に深く根差している」と言う。伝統的に、子どもは一人の人格を持った人間というより、「家の所有」と考えられている。子どもが新しい家に移されると、引き離された側の親は、新しい家に介入する権利のない「部外者」にされてしまう。「数え切れないほどの数の子どもを奪われた日本の親たちが沈黙を強いられている」と語ります。

また、日本では、ドメスティックバイオレンス（DV）の申立ての真偽を評価する仕組みがなく、その結果、DVの申立ては離婚の際に当たり前のようになされ



る。DVの申立てをすることで、相手方と子どもとの交流を拒否する根拠となり、「確実に親権を奪える」ことになる。

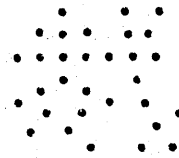
フィショとペリーナ両氏はどちらもDVの申立てがなされ、その主張を覆すことができた。フィショ氏は、妻が「家に閉じ込められていた」と主張した2週間の間に買い物と外食をしていたことを、領収書や銀行取引明細書、写真などで証明し、ペリーナ氏に対する申し立てについては、裁判所は「虚偽である」と判断した。

裁判所はフィショ氏の親権の主張を退けた

今年7月、DVの認定はされなかったものの、裁判所はフィショ氏の親権の主張を退けた。裁判官は、「妻は1年以上子どもの世話をしており、子どもたちの教育により深く関わり、より多くの愛情を持っていた」と判断したのだ。車のトランクに子どもを入れて連れ去ったことについては、「本人かどうか特定できない」。フィショ氏は、「家のガレージから連れ去られて、母親ではないなら誰なの？ それこそ大事件でしょ」とその判断のおかしさを指摘する。もっともだ。

こうしている間にも、単純計算で数十人の子どもたちが国内で一方の親から引き離されているかもしれない。フィショ、ペリーナ両氏は、今後も国内外で訴えを強めていくという。

国内の政治家、行政、裁判所も、海外からの声にようやく、重い腰を上げる時が来た。実子誘拐が犯罪となり、子どもたちが親から引き離されなくなる制度が実現する日が、もう目の前に来ている。



別紙

投稿目録

URL <https://twitter.com/makiko5127/status/1602844534089871361>

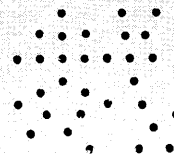
投稿日 2022年12月14日

記事内容

「Presidentさん、まだこの記事を書き続けてくれている。

今日の会見のあちら側の出方次第では今後削除される可能性もあるので、皆様魚拓を取っておいて頂けると…。」

(別紙2 記事目録記載の記事を添付)



これは正本である。

令和 7 年 3 月 1 7 日

東京地方裁判所民事第 4 2 部

裁判所書記官 佐々木 啓 太

